

令和6年度

「市県民税申告」及び「所得税の確定申告」が始まります

必要な書類などを準備いただき、早めに申告をお願いします。

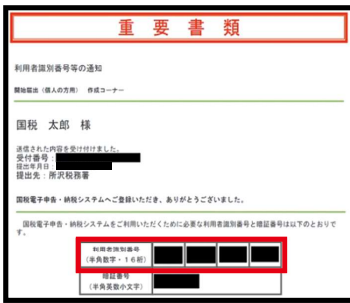
※必要な書類については、4ページをご参照ください。小城市での申告会場の日程は最終16ページをご参照ください。

～市の申告会場では「利用者識別番号」が必要となります～

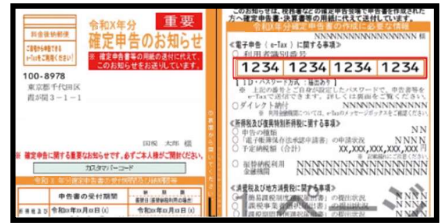
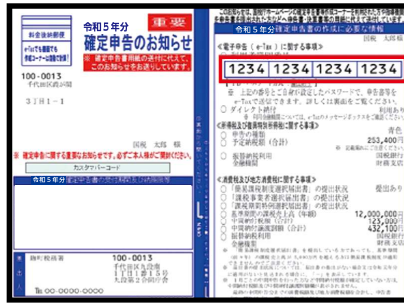
事前に自宅のパソコンやスマートフォンで利用者識別番号をオンライン発行することで、申告当日の所要時間を短縮することができます。(申告会場でも取得可能)

※利用者識別番号の詳細については5ページをご参照ください。

【利用者識別番号の発行画面】



【確定申告のお知らせハガキ】



昨年度、小城市の申告会場で利用者識別番号を取得し、所得税の確定申告をされた方には、佐賀税務署から確定申告のお知らせが送付されます。

※各税務署の申告会場で申告書を提出された方には同内容の「オレンジ色」のお知らせ（ハガキ）が送付されますのでご持参ください。

～市県民税がかかる人・かからない人の判定について～

13ページに、市県民税が課税されるか否かの判定フローチャートを記載しています。ぜひご活用ください。

市県民税申告書の作成及び市県民税額の試算は小城市ホームページからも可能です。ご自宅のパソコンから簡単に利用できる住民税額シミュレーションシステムをぜひご活用ください。
https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/ogi_top.html



●佐賀税務署での申告が必要な方●

次の確定申告は、市では受付できません。

該当される方は税務署での確定申告または国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』をご利用ください。

- 1 営業、農業、不動産等所得で収支内訳書を作成されていない方
- 2 青色申告をされる方
- 3 医療費控除申告のための「医療費控除の明細書」を作成されていない方
- 4 分離課税の申告をされる方
(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、先物取引、利子所得、山林所得など)
- 5 配当所得がある方
- 6 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- 7 外国税額控除を受ける方
- 8 雑損控除を受ける方
- 9 肉用牛の売却による(事業)所得がある方
- 10 令和4年分以前の確定申告をされる方
- 11 納税者が死亡したときの確定申告(準確定申告)に該当される方

申告会場にお越しになる前に、ご自身の申告内容が上記の申告にあたらないかどうかご確認ください。なお上記以外でも、内容によっては税務署での申告をご案内する場合がありますのでご了承ください。

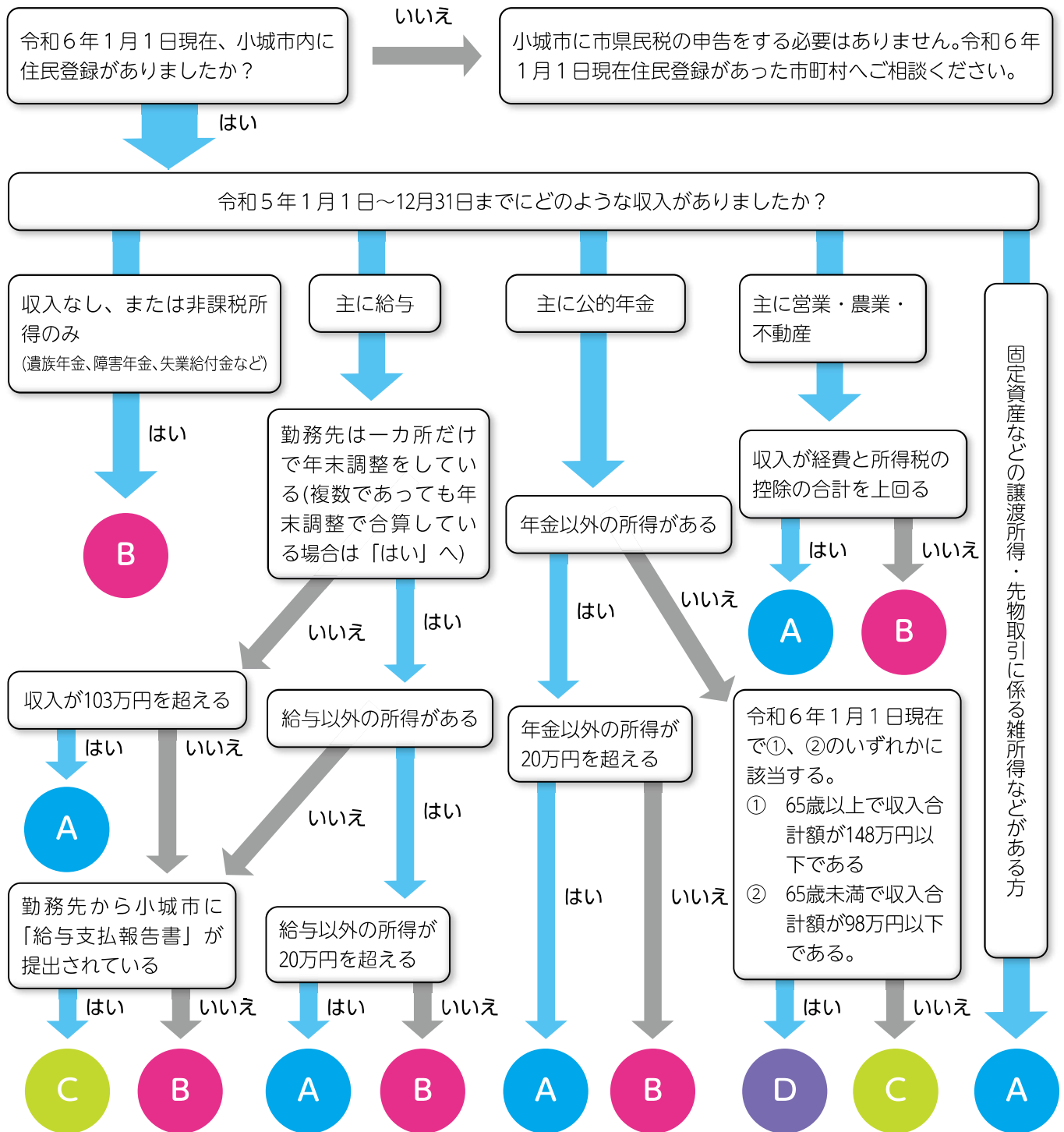
市役所内の会場の自主申告コーナーにパソコンを設置しております。ご自身で作成された申告書をそのまま電子で送信いただくか、書面でお預かりし、佐賀税務署への回送は可能です。その際に市で申告内容の確認は行いません。

●お問い合わせ先 小城市役所 税務課 課税係 ☎37-6103

★申告は、正しく、お早めに➡申告期限は3月15日(金)です!

申告フローチャート ～あなたは申告が必要？～

★申告書提出先の確認



★令和6年1月1日現在、小城市に住民登録がある方で申告がない(収入状況が分からない)と……

(1) 所得証明書などの証明書が発行できません。

<例> 育英資金貸付、国民年金保険料免除 等

(2) 各種行政サービスの手続きができません。

<例> 公営住宅、児童手当、各種給付金 等

※ (1)(2) については例示している申請以外にも必要な場合がありますので、詳しくは申請先へご確認ください。

(3) 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定ができません。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている人及びその世帯の方(被扶養者・未成年者は除く。)の中に所得が不明な人(未申告の人)が一人でもいると、本来受けられるはずの給付や軽減措置を受けられないことがあります。収入がない方でも必ず申告してください。

チャートの判定結果		申告書の提出先
A	<p>所得税の確定申告が必要です。</p> <p>国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書はe-Taxで送信するか、印刷して郵送または持参により提出してください。また、スマートフォンを使って所得税の確定申告もできますので、活用をご検討ください。</p> <p>所得税の確定申告を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」に該当する場合は必ず記入してください。</p>	<p>佐賀税務署</p> <p>〒840-8611 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎</p>
B	<p>市県民税の申告が必要です。</p> <p>6～15ページを参考に、添付の申告書に必要な事項をご記入いただき郵送または持参のいずれかで提出してください。</p> <p>市県民税申告書の作成及び市県民税額の試算は小城市ホームページ上からも可能です。ご自宅のパソコンから簡単に利用できる住民税額シミュレーションシステムをぜひご利用ください。</p>	<p>小城市役所 税務課</p> <p>〒845-8511 小城市三日月町長神田2312番地2</p> <p>※申告会場にて申告書を作成・提出される場合は、4ページをご参照ください。</p>
C	<p>場合によっては所得税の確定申告、市県民税の申告が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆年金・給与収入から所得税が源泉されていて、控除を追加したい場合 →税務署に確定申告の提出が必要となります。 ◆収入が年金のみで、所得税が源泉徴収されず、控除を追加したい場合 →市役所に市県民税の申告書を提出してください。 	
D	<p>所得税の確定申告、市県民税の申告は必要ありません。</p>	

★申告書提出期限は3月15日(金)です。

所得税の確定申告(還付申告も含む)は佐賀税務署へ!

令和6年2月16日(金)～3月15日(金)まで

メートプラザ佐賀 佐賀市兵庫北3丁目8番40号

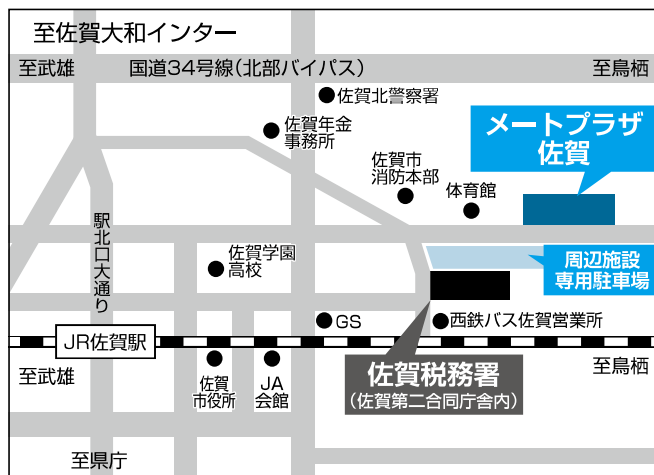
※この期間中(2/16～3/15)は、佐賀税務署には申告会場を開設されていませんのでご注意ください。

受付時間 午前9時から午後4時まで

※混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

状況に応じて早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることもあります。あらかじめご了承ください。

※土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。



「入場整理券」の配布方法

- ・会場で当日配布
- ・LINEアプリによる事前発行

国税庁LINE公式
アカウントを
友だち追加



【休日の申告受付日】令和6年2月25日(日)

佐賀税務署 (0952) 32-7511

確定申告に
関する
お問い合わせ

「0」番を
プッシュ

【開設期間：令和6年1月16日～3月15日】
所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関
するお問合せ【確定申告テレホンセンター
の担当者におつなぎします。】

国税に関する
一般的な
お問い合わせ

「1」番を
プッシュ

【電話相談センター
の担当者におつな
ぎします。】

申告会場はこちらです

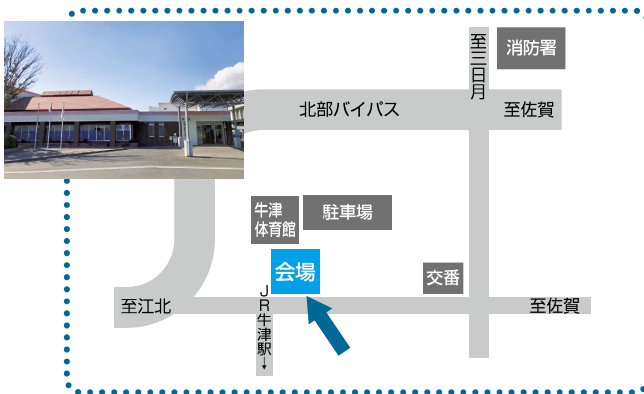
≪主会場≫ 小城市役所 西館
住所：三日月町長神田2312番地2



≪小城会場≫ まちなか市民交流プラザ「ゆめぶらっと小城」
住所：小城町253番地21



≪牛津会場≫ 牛津公民館
住所：牛津町柿樋瀬1100番地1



≪芦刈会場≫ 芦刈保健福祉センター ひまわり
住所：芦刈町三王崎1522番地



～申告の際に必要なもの～

市県民税申告、所得税の確定申告共通

申告会場では、面談により申告書を作成、提出していただきます。次の必要書類を準備して、申告受付期間中に申告会場へおいでください。ただし、内容によっては市の会場で受付ができないため、税務署での申告をご案内することがあります。あらかじめご了承ください。

① 令和5年中の収入に関する書類

- ・給与収入、公的年金収入のある方…「源泉徴収票」
- ・営業所得、農業所得、不動産所得のある方…収入金額と必要経費をまとめた「収支内訳書」
※必ず事前に内訳内容の記載をお願いします。記載がない場合、市では受付できません。
- ・生命保険や損害保険の満期金、個人年金のある方…「支払明細書」
- ・その他の収入のある方…収入金額がわかるもの

② 控除に関する書類

- ・社会保険料控除…控除証明書又は領収書
- ・生命保険料控除、地震保険料控除（旧長期損害保険料）…支払保険料の控除証明書
- ・医療費控除について…別紙医療費控除の明細書をご参照ください。
- ・障害者控除…障害者手帳又は障害者カード
- ・その他控除に必要な領収書又は証明書など(参考 主な所得控除の一覧(P8～9)をご覧ください)。
※扶養控除をされる方は、他の方がすでに扶養控除を申請されていないか事前に確認してください。

③ その他

- ・マイナンバーカード（お持ちでない方は、マイナンバーの分かる書類と身分証明書）
- ・所得税の還付申告の場合は、申告者本人名義の預金通帳など、金融機関名・口座番号の分かるもの
- ・利用者識別番号の分かるもの（事前に取得されている方）

確定申告受付に必要な「利用者識別番号」の事前取得のお願いについて〈重要〉

～事前にご準備いただくとスムーズです！～

利用者識別番号とは？

マイナンバーとは異なる16桁の番号であり、市から税務署へ申告書を提出する際に必要となる番号です。この番号は申告時にのみ使用するもので、一度取得していただければ、次回以降も同じ番号で申告することができます。

利用者識別番号を取得しなければならない人は？

市の申告会場を利用し、確定申告される方です。一度でも税務署で申告したことがある方は、すでに「利用者識別番号」を取得済みの可能性があります。お手元に「利用者識別番号」を確認できるものがないかご確認ください。

手続き方法は？

国税庁のホームページ「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から取得できます。登録時に暗証番号（英小文字＋数字で8桁以上）と納税者用確認番号（半角数字6桁）が必要です。

昨年度、小城市で利用者識別番号を取得し、所得税の確定申告をされた方へ

佐賀税務署から利用者識別番号が記載された「確定申告のお知らせ（ハガキ）」が発送されます。利用者識別番号は申告の際に確認が必要となりますので、ハガキをご準備のうえ、申告会場へお越しください。

確定申告はスマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません

確定申告

確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマートフォンやパソコンで
簡単に申告書が作成できます



確定申告書の
作成はこちらから

STEP 2

申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、
簡単・便利に作成することができます

STEP 3

申告書を提出

■ 国税庁ホームページからe-Taxで送信

■ 印刷して郵送等で提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス
(有料) を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



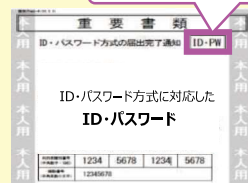
又は



ID・パスワード方式



- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、
申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」を
ご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの
暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

※市役所内の会場では、電子申告及びご自身で確定申告書の作成ができるコーナーを設置しております。
自宅にパソコンがない方やご自身で作成してみたい方は是非ご利用ください。

実際に申告書を作ってみよう

所得の種類

種 類		内 容	計 算 方 法 等
事業所得	営業など	卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得や、外交員、医師、弁護士などの事業から生ずる所得	営業など、農業、不動産の所得は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。これら3つの所得のいずれかがある方は、種類ごとに収入金額や必要経費などをまとめた収支内訳書を作成してください。
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
不動産所得		地代、家賃、土地家屋の権利金などの貸付けから生ずる所得	
給与所得		給与、賃金、賞与などの所得（アルバイト、パートタイムによる収入を含む）	所得金額は7ページの給与所得の計算方法により算出します。
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金および公務員の共済年金などの所得	所得金額は7ページの公的年金等に係る雑所得の計算方法により算出します。
	業務	原稿料、印税、講演料、副業（営利を目的とした継続的なもの）による収入	業務の雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。
	その他	個人年金などの公的年金等にも業務にもあてはまらない所得	その他の雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。
一時所得		生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金、懸賞当せん金、競馬などの払戻金による所得	一時所得は、収入金額から必要経費を差し引き、さらに、50万円を差し引いた額を2分の1した金額（マイナスの時は0）になります。
総合課税の譲渡所得		車輜、機械、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得	資産の取得の日以後5年以内に譲渡したものを短期譲渡所得、5年を超えてから譲渡したものを長期譲渡所得といいます。資産を売った金額から取得費と譲渡費用を引き、さらに、特別控除（最大50万円）を差し引いた金額が所得金額です。
配当所得		法人から受ける配当や投資信託などの収益の分配による所得	上場株式などに係る配当所得（発行済株式総数の3%以上の株式に係るものを除く）については申告の必要はありません。
利子所得		預金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得	一般的に利子所得は源泉分離課税ですので申告の必要はありません。ただし、国外の銀行などの預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。
分離課税の譲渡所得		土地や建物、株式などの資産を譲渡したときに生ずる所得	
山林所得		山林を伐採して譲渡したり、山林を立木のままで譲渡したりすることにより生ずる所得	計算方法など詳しくは佐賀税務署(32-7511)へお尋ねください。
退職所得		退職手当や一時恩給など退職に際して勤務先から受けるもの	通常、退職所得は会社が退職金にかかる税金を納付済のため、申告の必要はありません。ただし、退職所得の受給に関する申告書を会社に提出されていない時は、申告が必要な場合があります。

所得の求め方

●給与所得の計算方法

給与収入金額	給与所得金額	
550,999円 以下	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切り捨て)	(A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		(A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円	

※収入金額が660万円未満である場合には、「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めます。

●公的年金等に係る雑所得の計算方法

<65歳未満の方※昭和34年1月2日以降に生まれた方>

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
400,000円 以下	0円	0円	0円
400,001円～ 500,000円			
500,001円～ 600,000円		収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
600,001円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円		
1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

<65歳以上の方※昭和34年1月1日以前に生まれた方>

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
900,000円 以下	0円	0円	0円
900,001円～1,000,000円			
1,000,001円～1,100,000円		収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
1,100,001円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円		
3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

主な所得控除の一覧

令和6年度 市県民税(令和5年分所得税)

控除の種類		控除額(市県民税)	控除額(所得税)	要件	
社会保険料控除		支払った社会保険料の金額		本人や本人と生計を一にする親族のために国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合	
生命保険料控除		詳しくは10ページをご覧ください。			
地震保険料控除		詳しくは10ページをご覧ください。			
ひとり親控除(※1)		30万円	35万円	その年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件全てに当てはまる人。①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと②生計を一にする子がいること③合計所得金額が500万円以下であること	
寡婦控除(※1)		26万円	27万円	その年の12月31日の現況で、ひとり親に該当せず、次のいずれかに当てはまる人。①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人②夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	
障害者控除	一般障害者	26万円	27万円	本人、配偶者控除の対象者又は扶養親族が障害者の場合 ※特別障害者とは、身体障害者手帳上1級又は2級と記載されている人や重度の知的障害者と判定されている人などが該当します。一般障害者は、特別障害者以外の障害を認定されている人などが該当します。	
	特別障害者	30万円	40万円		
	同居特別障害者	53万円	75万円		
勤労学生		26万円	27万円	特定の学校の学生、生徒で勤労による所得があり、合計所得金額が75万円以下で、かつ勤労による所得以外の所得が10万円以下である場合	
扶養控除	年少扶養親族	0円	0円	生計を一にする親族(配偶者を除く)で合計所得金額が48万円以下の人がいる場合(※事業専従者を除く) <ul style="list-style-type: none"> 一般扶養親族(その年12月31日現在の年齢が16歳以上で、特定扶養親族、老人扶養親族に当てはまらない人) 特定扶養親族(その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人) 老人扶養親族(その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人) ※税法上、1人の親族を複数の方が重複して扶養することはできません。	
	一般扶養親族	33万円	38万円		
	特定扶養親族	45万円	63万円		
	老人扶養親族	同居老親等以外	38万円		48万円
		同居老親等	45万円		58万円
雑損控除		災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合。詳しくは佐賀税務署(32-7511)へ。			
医療費控除		詳しくは添付の医療費の明細書裏面をご覧ください。			

基礎控除	合計所得金額(納税義務者)		控除額(市県民税)	控除額(所得税)
	2,400万円以下		43万円	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円	16万円
	2,500万円超		0円	0円

(※1) ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載のある者は対象外とします。

		居住者の合計所得金額（納税義務者）		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円（33万円）	26万円（22万円）	13万円（11万円）
	老人控除対象配偶者	48万円（38万円）	32万円（26万円）	16万円（13万円）
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円（33万円）	26万円（22万円）	13万円（11万円）
	95万円超 100万円以下	36万円（33万円）	24万円（22万円）	12万円（11万円）
	100万円超 105万円以下	31万円（31万円）	21万円（21万円）	11万円（11万円）
	105万円超 110万円以下	26万円（26万円）	18万円（18万円）	9万円（9万円）
	110万円超 115万円以下	21万円（21万円）	14万円（14万円）	7万円（7万円）
	115万円超 120万円以下	16万円（16万円）	11万円（11万円）	6万円（6万円）
	120万円超 125万円以下	11万円（11万円）	8万円（8万円）	4万円（4万円）
	125万円超 130万円以下	6万円（6万円）	4万円（4万円）	2万円（2万円）
	130万円超 133万円以下	3万円（3万円）	2万円（2万円）	1万円（1万円）
	133万円超	0円（0円）	0円（0円）	0円（0円）

※（ ）内の金額は市県民税の控除額

所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (※1) - 850万円) × 10% 【最大15万円】

(※1) 1,000万円を超える場合は1,000万円とする

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (※2)) - 10万円 【最大10万円】

(※2) 10万円を超える場合は10万円とする

※1と2の両方に該当される場合は、1の控除後に2の金額を控除します

新・旧 生命保険料控除額計算方法

納税者が一定の一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料を支払った場合には、一定の金額の生命保険料控除を受けることができます。

一般生命保険料	生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料
介護医療保険料	入院・通院などにもなう給付部分に係る保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

旧契約 平成23年12月31日までに締結した保険契約（一般・年金それぞれに適用）

年間の払込保険料	控除額（市県民税）
～15,000円	払込保険料の金額
15,001円～40,000円	払込保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	払込保険料×1/4+17,500円
70,001円～	一律35,000円

【一般・年金あわせて70,000円が限度】

年間の払込保険料	控除額（所得税）
～25,000円	払込保険料の金額
25,001円～50,000円	払込保険料×1/2+12,500円
50,001円～100,000円	払込保険料×1/4+25,000円
100,001円～	一律50,000円

【一般・年金あわせて100,000円が限度】

新契約 平成24年1月1日以後に締結した保険契約（一般・年金・介護医療それぞれに適用）

年間の払込保険料	控除額（市県民税）
～12,000円	払込保険料の金額
12,001円～32,000円	払込保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	払込保険料×1/4+14,000円
56,001円～	一律28,000円

【一般・年金・介護医療あわせて70,000円が限度】

年間の払込保険料	控除額（所得税）
～20,000円	払込保険料の金額
20,001円～40,000円	払込保険料×1/2+10,000円
40,001円～80,000円	払込保険料×1/4+20,000円
80,001円～	一律40,000円

【一般・年金・介護医療あわせて120,000円が限度】

地震保険料控除額計算方法

納税者が一定の地震保険料または、旧長期損害保険料を支払った場合には、一定の金額の地震保険料控除を受けることができます。

●地震保険料控除

年間の払込保険料	控除額（市県民税）
～50,000円	払込保険料×1/2
50,001円～	一律25,000円

【地震保険料・旧長期損害保険料あわせて25,000円が限度】

年間の払込保険料	控除額（所得税）
～50,000円	全額
50,001円～	一律50,000円

【地震保険料・旧長期損害保険料あわせて50,000円が限度】

●旧長期損害保険料 平成18年12月31日までに締結した保険契約

年間の払込保険料	控除額（市県民税）
～5,000円	全額
5,001円～10,000円	払込保険料×1/2+2,500円
10,001円～15,000円	
15,001円～20,000円	一律10,000円
20,001円～	

【地震保険料・旧長期損害保険料あわせて25,000円が限度】

年間の払込保険料	控除額（所得税）
～5,000円	全額
5,001円～10,000円	
10,001円～15,000円	払込保険料×1/2+5,000円
15,001円～20,000円	
20,001円～	一律15,000円

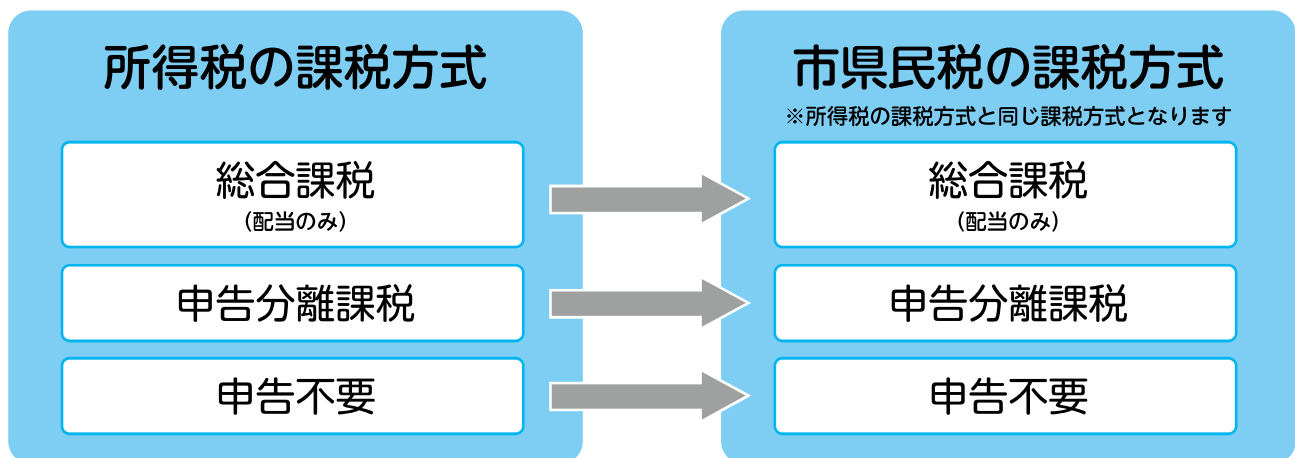
【地震保険料・旧長期損害保険料あわせて50,000円が限度】

◆令和6年度から、上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式が統一されます

令和6年度から、所得税を総合課税で確定申告を行った場合は市県民税においても総合課税で申告したこととなり、所得税で申告不要を選択した場合は市県民税でも申告不要となります。同様に、所得税を申告分離課税で申告した場合は市県民税においても申告分離課税で申告したこととなります。

また、確定申告書を提出後、更正の請求や修正申告、市県民税申告で、特定配当等・特定株式等譲渡所得を新たに追加することや、除外することはできません。

申告内容により扶養控除や配偶者控除、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合もありますので、確定申告書を作成・提出される際は、十分に検討し、記載漏れ等がないようご注意ください。



課税方式の選択については他制度への影響等を確認されたうえでご自身で判断していただく必要があります。各課税方式での試算は行っていませんのであらかじめご了承ください。

◆令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります



森林環境税

市県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円(市500円、県500円)が加算されています。令和6年度からこの臨時的措置がなくなり、新たに国税の森林環境税が導入されます。

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、市県民税の均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林環境譲与税は、適切な森林整備の課題解決の財源として、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、材木の利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。※小城市での活用はホームページにてご確認ください。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国 税	森林環境税	-	1,000円
市民税	均等割	3,500円	3,000円
県民税		2,000円	1,500円
計		5,500円	5,500円

<参考>

市県民税について

市県民税は前年1年間（1月1日～12月31日）の所得に対して課される税で、1月1日現在小城市に住所がある方に課税されます。計算は、個人の所得（給与、公的年金、農林漁業、営業など）や所得控除（扶養控除、生命保険料控除など）の内容に応じて行い、6月に税額を決定します。

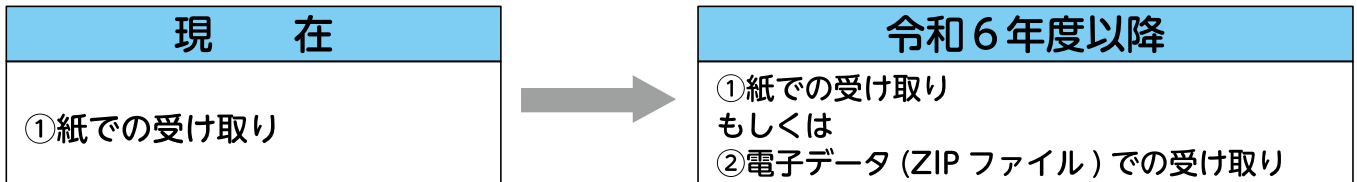
●計算方法

- ・所得割：課税標準額（前年所得－所得控除の合計）×税率（市6%、県4%）
- ・均等割：市3,000円、県1,500円
- ※森林環境税：国1,000円

$$\text{市県民税額} = \text{所得割} - \text{調整控除、税額控除など} + \text{均等割}$$

◆令和6年度から市県民税の特別徴収税額通知の受け取り方法が変わります

特別徴収義務者（勤務先）が特別徴収税額通知の電子データによる受け取りを希望する場合に限り、従来の書面ではなく、電子データ（ZIPファイル）による受け取りが可能になります。



※従業員毎に受取方法は選択できないため、どちらの受取方法に該当するか勤務先にご確認をお願いします。

<参考> 国税庁ホームページより

所得税の税率

所得を合計した総所得金額から、所得控除の合計を引いた残りに税率をかけて計算します。

[令和5年4月1日現在法令等]

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。課税される所得金額（千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です。）に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

（平成27年分以降）

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円～ 194万9,000円	5%	0円
195万円～ 329万9,000円	10%	97,500円
330万円～ 694万9,000円	20%	427,500円
695万円～ 899万9,000円	23%	636,000円
900万円～1,799万9,000円	33%	1,536,000円
1,800万円～3,999万9,000円	40%	2,796,000円
4,000万円～	45%	4,796,000円

パソコンにて国民健康保険税額の「試算」が可能です！

小城市ホームページに掲載している国民健康保険税額シミュレーション（Excel）にて、以下の3ステップで確認できます。なお、スマートフォンでは、試算できません。

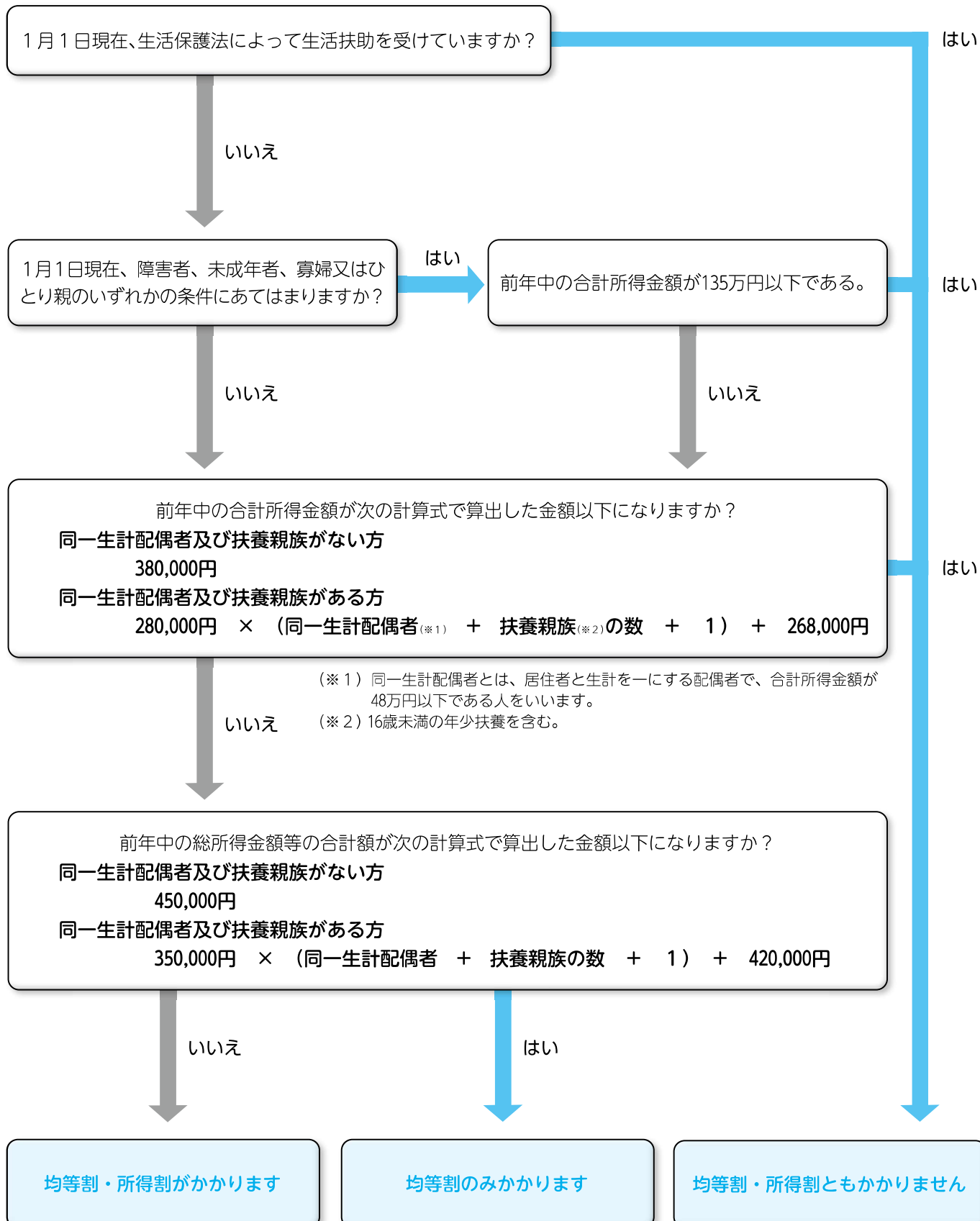
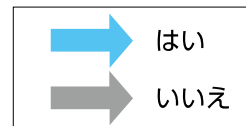
- 【3ステップ】
- ①世帯主の国民健康保険加入有無、各収入・所得を入力
 - ②国民健康保険加入者の各収入・所得を入力
 - ③自動的に、おおよその年間税額・1か月分税額が算定されます。

【URL】 <https://www.city.ogi.lg.jp/main/16283.html>

※詳しくは『小城市 国保試算』とキーワード検索し、ご確認ください。

●市県民税がかかる人・かからない人

次の質問に答えて、どのような市県民税がかかるか試してみましょう。
小城市で森林環境税が非課税となる基準は、市県民税の均等割が非課税になる基準と同じです。



市県民税申告書の記載のしかた

申告フローチャート（2～3ページ）により、市県民税の申告が必要な方は、下記の記載例を参考に令和5年1月1日から12月31日までの所得や、控除の状況を記入してください。

1

令和6年度 市県民税 国民健康保険税 申告書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	37-6103
個人番号	123456789000
現住所 1月1日現在の住所	小城市三日月町長神田2312番地2
氏名	小 城 太 郎
生年月日	23・12・23
続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険の種類	支払った保険料
15	生命保険料控除	新生命保険料の計 旧生命保険料の計
16	地震保険料控除	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計
17～19	障害者控除	障害の程度 障害の程度 障害の程度
21～22	配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額
23	扶養控除	控除額
24	16歳未満の扶養親族	控除額
26	雑損控除	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額
27	医療費控除	支払った医療費 保険金などで補填される金額

1 収入金額等	事業所得	営業等 農業 不動産 配当 雑給	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ
2 所得金額	所得	事業所得 不動産 配当 雑給	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
4 所得から差し引かれる金額	控除	社会保険料控除 小規模企業 共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生、 障害者控除 配偶者（特別）控除 扶養控除 基礎控除 雑損控除 医療費控除	13 14 15 16 17～18 19～20 21～22 23 24 25 26 27 28

※裏面にも記載する欄があります。

4

2

3

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◆ 令和5年中の収入がなかった方、収入が非課税収入（障害年金、遺族年金、雇用保険等）のみの方はこちらにご記入ください。

令和5年1月から12月までの収入状況で該当する番号を○で囲んでください。

1. 無収入であった 2. 非課税収入のみであった ⇒ 非課税収入の種類（該当するものを○で囲んでください）
 障害年金・遺族年金・雇用保険・その他（ ）



★記入の際の注意事項

① 住所・氏名等について

住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号を記入してください。本人確認書類として、①マイナンバーカード、②通知カードと運転免許証、③マイナンバーが記載された住民票と運転免許証、この3つの内いずれかの写しを申告書に添付してください。また、令和6年1月1日時点の住所と現住所が異なる方は、令和6年1月1日時点の住所も記入してください。

② 収入状況について

給与・年金の収入のある方は7ページの計算表をもとに収入金額、所得金額をご記入ください。なお、源泉徴収票がある方は申告書に添付してください。

給与収入のある方で、源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「5. 給与所得の内訳」欄に記入してください。

営業等・農業・不動産の収入のある方は、収支を事前に計算し、裏面の「6. 事業・不動産所得に関する事項」に収入と必要経費の内訳を記入してください。なお、提出できる任意の収支計算書類をお持ちの場合は、これに代えることができます。

③ 所得控除について

8～10ページの主な所得控除一覧を参考に、該当する項目に金額などを記入してください。

社会保険料や生命保険料等の控除証明書があれば申告書に添付してください。

④ 扶養親族について

扶養親族がいる方は扶養親族の氏名、生年月日、個人番号などをご記入ください。

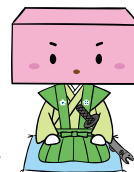
申告者と扶養親族の方が別住所である場合は、裏面の「11. 別居の扶養親族に関する事項」にその扶養親族の方の氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

令和5年中に収入がなかった方、非課税収入（障害年金、遺族年金、雇用保険など）のみの方は、表面の下段点線以下の部分に記入し、ご提出ください。この場合、資料の添付は必要ありません。

申告日程カレンダー

- 受付時間 午前9時～午後4時
- 受付会場 (会場案内図は4ページ)

入場(案内)開始時間は午前8時です。



※各会場とも月曜日と火曜日が混みあいます。
 ※個々人で申告の内容が異なり、待ち時間も長くなる場合がありますのであらかじめご了承ください。
 ※仕事等の理由により都合があわない場合は対象地区以外でも受付可能です。

令和6年2月						
日	月	火	水	木	金	土
11	12	13	14	15	16	17
					小城市役所 西館 2階 (対象:牛津町・ 芦刈町全域)	
18	19	20	21	22	23	24
	小城会場:「ゆめぷらっと小城」 (2階天山ホール) (対象:小城町全域)					
	小城市役所 西館 2階 (対象:牛津町・芦刈町全域)		小城市役所 西館 2階 (対象:三日月町全域)			
2月					令和6年3月	
25	26	27	28	29	1	2
休日申告受付 小城市役所 西館 2階	牛津会場:牛津公民館(1階ホール) (対象:牛津町全域)		芦刈会場:芦刈保健福祉センターひまわり (集団指導室) (対象:芦刈町全域)		小城市役所 西館 2階 (対象: 市内全域)	
	小城市役所 西館 2階 (対象:三日月町全域)	小城市役所 西館 2階 (対象:小城町・三日月町全域)				
3	4	5	6	7	8	9
	小城市役所 西館 2階 (対象:市内全域)					
10	11	12	13	14	15	16
	小城市役所 西館 2階 (対象:市内全域)					

【マイナンバーカードを作いませんか】

マイナンバーカードの申請は、市民課窓口、小城・牛津・芦刈出張所で受け付けています。運転免許証、健康保険証などをご持参ください。

【マイナンバーカードに関するお問い合わせ】
市民課 ☎37-6100



コンビニ交付
今なら※100円

マイナンバーとワンコインで、
住民票などを手軽に!

- (対象の証明書)
- ・住民票の写し
 - ・住民票記載事項証明書
 - ・印鑑登録証明書
 - ・所得課税証明書

※令和7年
3月31日
まで!!